

水源環境保全・再生に係る市民事業等支援制度(案)について(たたき台)

1 はじめに

当委員会(「市民事業等審査専門委員会」)は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(以下「実行5か年計画」という)」に基づき、県民の参加により、水源環境の保全・再生施策を推進する新たな仕組みとして、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」(以下「県民会議」という)が設置され、そのもとにNPO等が行う事業を支援する仕組み等を検討する組織として設置されたものである。

当委員会では、県民会議から依頼された「市民事業等の支援制度」について、特に補助金等による財政面からの支援制度を中心に、平成19年5月から5回にわたり検討を重ねてきたが、このたび支援内容等をまとめたので県民会議に報告するものである。

当委員会では、今年度中にさらに審査方法等について検討し、最終的な報告を県民会議に行う予定としている。

2 市民事業の支援制度検討に関する基本的な考え方

当委員会では、市民事業への支援方策を検討するにあたって、NPO等活動グループの意見を聞き取り調査やアンケート調査により出来る限り聴取するとともに、具体的な支援策については次の方向性を重視し検討を行った。

(1) NPO等との協働による特別対策事業の推進

この支援制度が、「実行5か年計画」に基づく制度であることから、この計画の特別対策事業の推進に寄与する市民活動に支援することが求められること。

(2) 県民主体の取組の推進

この支援制度の創設が、既存の市民事業の活性化を促すとともに、新たな市民事業の発生に結びつき県民主体の取組が促進される制度とすること。

(3) 応募しやすい支援制度

市民事業はその特性から多様な形態を有することから出来る限り対象を広く捉え、多くの事業が支援を受けられる制度とすること。

(4) 継続的な制度の見直し・拡充

社会のニーズ等に的確に対応するための柔軟性や発展性を持った制度とし、継続的な制度の見直し、拡充を図る仕組みを用意すること。

(5) 水源環境の保全・再生に係るネットワークの構築

この支援制度の応募・選考過程や成果発表などを通じ、NPO等相互の連携を深め、より多くの県民が活動に参加できるきっかけ等を提供できる仕組みを用意すること。

3 具体的な制度内容等

(1) 財政面での支援内容について

市民事業等支援制度は実行5か年計画の特別対策事業に即し、「実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動」を中心に支援制度を創設する。また、併せて実行5か年計画の趣旨に合致する「普及啓発・教育活動」、「調査研究活動」の2つの分野においても区分を設け補助制度を創設する。こ

のにより、NPO等の協働による特別対策事業の推進及び県民主体の取組の推進を図るものとする。

ア 補助対象団体

この制度による補助対象団体は、会計処理や情報公開が明確化されている5人以上の団体(県外に活動拠点を置く団体も含む)とし、企業が主体の活動は、非営利活動であっても対象外とする。

ただし、企業等の内部のボランティア団体や労働組合等が主体の活動は対象とする。

専門委員会等における主な意見

- ・民間企業の環境保全活動を支援する必要はないと思う。
- ・山梨県に活動拠点を置く団体も対象に含めたほうがよいと思う。
- ・事業者(企業)の活動に対して助成することはどうかと思う。

イ 補助する活動内容

(ア) 実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動

- ・実行5か年計画の9つの水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる特別対策事業に類する活動であること。
- ・実践活動であること。
- ・継続性があること。(少なくとも3年程度は継続の意思があり、実行可能な状況であること。(申請は毎年度必要))
- ・森林等の地権者・管理者等の同意が得られていること。または、同意が得られる見込みがあること。
- ・営利活動・宗教活動・政治活動でないこと。

(イ) 普及啓発・教育活動

- ・神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象とした活動であること。
- ・上記(ア)の事業の実践活動を伴う普及啓発、教育活動であること。

(ウ) 調査研究活動

- ・水源環境の保全・再生に資する活動であること。

専門委員会等における主な意見

- ・直接的効果が見込まれるものに限定せずに、普及・啓発、調査・研究は対象活動に含めたほうがよいと思う。
- ・教育・啓発活動も現場で行っているものは対象にしてよいと思う。
- ・実行5か年計画に掲げる事業に県民が取り組むべきものがあり、そこに支援すべきと思う。

ウ 活動地域

県内水源保全地域における活動を対象とする。(ただし、普及啓発・教育活動については、相模川水系・酒匂川水系の県外上流域における活動も対象とする。)

専門委員会等における主な意見

- ・山梨県での活動も対象に含めたほうがよいと思う。
- ・神奈川県民が参加できるような桂川等の県外上流域を含めた活動を支援してあげられるようにしてほしい。
- ・三浦市では地下水を使っており、三浦半島を対象に加えておいてほしい。

以上まとめると次表のようになる。

【交付条件等の概要表】

区 分	対象団体	活動内容	活動地域
実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動	県外可	・実行5か年計画の9つの水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる特別対策事業に類する活動であること。 ・実践活動であること。 ・継続性があること。	県内水源保全地域であること。
普及啓発、教育活動	県外可	・神奈川県民(在勤・在学も含む)を対象とした活動であること。 ・上記の実践活動を伴う啓発活動等であること。	県内水源保全地域または、相模川水系・酒匂川水系の県外上流域であること。
調査研究活動	県外可	水源環境の保全・再生に資する活動であること。	県内水源保全地域であること。

エ 補助対象経費及び除外経費

- ・ 補助対象経費について、一般的に補助対象となる事業に係る費用を対象とするものであるが、森林整備など「特別対策事業の市民版活動」を行うためには、技術習得のための研修費や活動への参加に係る交通費・弁当代等の経費を負担する場合があります。また、学生等の参加促進を図るためには非常に重要な経費となることから事務所経費など団体の運営費にかかる経費を除き、幅広く補助対象とすることが必要である。

ただし、市町村等からの補助金及び事業収入等は補助対象から除くものとする。また、県がボランティア基金21等の別制度で支援を受けようとするNPO等の運営費に支援している場合やNPO等の事業が特別対策事業の水源環境保全・再生市町村交付金の対象となる場合があるので、県の他の制度やこの同一の財源からの重複補助を避けるため、これらの場合はこの支援制度の補助は受けられないものとする。

- ・ 「特別対策事業の市民版活動」の資機材等の購入については、森林整備などの実践活動の実施に当たり必要となるチェーンソー等の資機材の購入に対して、その必要経費を補助対象とする。
- ・ 体験学習などの「普及啓発、教育活動」や水質調査などの「調査研究活動」については、その活動経費とする。ただし、市町村等からの補助金及び事業収入等は補助対象から除くものと

するが、補助率を導入する場合は補助対象には含める。また、他の団体から補助を受けている場合は、対象事業費やこの制度における限度額を超えない範囲において補助するものとする。

オ 補助限度額及び補助率

- ・ 森林整備については、その管理面積により事業費が大きく異なり、水源環境の保全効果も異なることとなるので、整備面積に応じた支援方法にすることが望ましい。

補助額としては、森林整備事業の一般の請負単価が1 ha当たり40万円程度であることから、その価額の4分の1程度を1 ha当たりの上限とし、5 ha分の50万円程度を全体の限度として補助を行う。

- ・ 河川環境管理やその他自然再生活動など他の「特別対策事業の市民版活動」については、上限を50万円程度とし、申請額に応じ支援することが望ましい。

この金額については、森林整備等の活動を行っているNPO等に対して活動費等に係るアンケート調査を実施したところ、約8割の団体の年間活動経費が100万円未満であるとの結果や支援を希望するNPO等の半分以上が50万円程度の支援を望んでいるとの結果からも妥当な金額と考えられる。

- ・ 「特別対策事業の市民版活動」における資機材等の購入については、資材倉庫やチェーンソーの購入費などに充てる活動初期の経費として必要なものであり、前述のアンケート調査においても経費がかかるものとしてあげられているため、支援が必要な経費と考えられる。
- ・ 森林整備など「特別対策事業の市民版活動」の補助率については、中長期的に管理等が必要な事業であり、その事業においては利益を生み出すことが困難な状況から一定額をNPO等の負担なく支援することが水源環境の保全・再生に寄与する活動の安定化と活性化につながるものと考えられる。

一方、「普及啓発、教育活動」や「調査研究活動」については、事業の効果の捕捉が難しく、参加費の徴収や共同研究などにより事業費の補填が行われていることが多い。しかし、先駆的な「普及啓発、教育活動」や「調査研究活動」については、行政としても支援を行うべきであり、この事業においても自己負担を求め補助額を絞った形で支援することが望ましいと考える。そのため、補助率を2分の1とし、補助限度額を「普及啓発、教育活動」については20万円、「調査研究活動」については、50万円とする。

- ・ 同一NPO等が森林整備と普及啓発活動など複数の活動を行う場合にも、会計区分を明確にしたうえ、複数の支援を支援することが可能とすることで、NPO等の力量により支援額等に差を設けることが望ましい。

カ 補助期間その他

- ・ 森林整備などの「特別対策事業の市民版活動」の補助期間については、永続的に管理等が必要な事業となることからある程度安定的、長期的な支援が必要である。しかし、この支援制度の財源は5か年で見直しが行われることから、最長で実行5か年計画の残存期間(毎年度の申請を必要)とする。

ただし、「特別対策事業の市民版活動」であっても、資機材の購入については、NPO等の創設期や事業拡大に伴った一時的な需要であることが多いため、支援期間は単年度とし、この

実行5か年計画の期間内に1度補助を受けた団体は原則として補助を受けることが出来ないものとする。

- ・ 体験学習などの「普及啓発、教育活動」や水質調査などの「調査研究活動」は、継続的な支援を必要とするものではなく、より自主・自立的な活動ができるものとする必要があることから、補助期間は2年を限度とする。

以上まとめると次表のようになる。

【交付金額等】

区分	対象活動	対象経費	対象外経費	除外経費	補助限度額	補助率	補助期間	備考
実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動	森林整備事業	研修費用など間接的な経費を含む必要経費	事務所経費など団体の運営に関する経費	市町村等からの補助金及び事業収入等(補助対象から除外する。)	1ha当たり10万円を限度に50万円が上限	10/10	実行5か年計画の期間内	・整備面積に応じた補助を実施 ・(同下)
	森林整備以外の事業				50万円	10/10	実行5か年計画の期間内	
	資機材等の購入	必要経費			50万円	10/10	1年	
普及啓発、教育活動	体験学習など	活動経費		市町村等の補助金及び事業収入等(補助対象には含めるが、補助額からは除外する。)	20万円	1/2	2年	実践活動を伴わない講演会・シンポジウム・見学会等は対象外とする。
調査研究活動	水質調査など	活動経費			50万円	1/2	2年	

(2) 募集方法について

専門委員会等における主な意見

- ・ 補助申請の手続きや選考面接などは簡単にし、あまり難しく厳格にしないほうがよい。支援対象範囲、要件をわかりやすく、モデルを示して説明するなど、申請書作りに負担をかけさせない配慮が必要だと思う。
- ・ 申請等の事務手続きは簡単なほうがよいと思う。
- ・ 申請時に、他の制度などへの補助申請をすべて列挙するなど、その団体における当該申請の力配分を示してもらるのが最近は普通である。

(3) 審査基準及び審査方法等について

専門委員会等における主な意見

- ・審査会においては、公平性・中立性の観点から利害関係者を排し、専門委員会委員のみで審査・決定を行うことが必要である。
- ・書類(必要に応じて面接)審査、現地視察を経て決定したほうがよいと思う。
- ・調査研究事業は、科学的に全く意味のない事業提案があるかもしれないので、よく見極めて審査を行う必要がある。科学的な判断が必要な場合は、根拠となった学術書や論文を記載していただくことも必要だと思う。
- ・過去の実績を考慮するかは重要な視点である。5段階に評価して考慮するなどの工夫が必要だと思う。
- ・施策大綱や実行5か年計画全般を踏まえながら、事業の効果や位置付けを検討する必要がある。他の事業との重複の点で無駄が出てしまうと思う。

4 平成19年度における当委員会の検討事項

上記(2) 募集方法、(3) 審査基準及び審査方法等については、平成19年度内に詳細な検討を行い、「県民会議」に最終報告を行う。

5 平成20年度以降の検討事項

水源環境の保全・再生のため制度の見直しや新たな支援制度の検討を柔軟に行う。

- ・必要に応じ補助制度の追加・見直しや検証を行う。
- ・県民提案事業及び協働事業の検討を行う。
- ・補助以外の支援制度(情報やノウハウ等の提供による支援)の検討を行う。
- ・個人に対する支援の検討を行う。

専門委員会等における主な意見

- ・調査・研究は、行政等との協働事業まで行うべきでそれも含めるべきだと思う。
- ・これから立ち上げる市民活動の創設等も支援してほしい。
- ・NPO等の取組や事業全体をコーディネートしたり、プロモートするような仕組みや組織も必要だと思う。

これら課題の検討スケジュールは次のとおりであり、当委員会において検討する用意がある。

【5年間の検討スケジュール(案)】

項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助制度	検討・決定	支援開始	—————▶		
補助制度の見直し		追加・見直し	検証		
市民の提案事業・協働事業		検討			
企業の研究活動への支援	現時点では支援しない方向の結論		状況により検討		
補助以外の支援制度		検討			
個人に対する支援制度		検討			

付属資料

- 1 検討経過(日時、場所、議題、委員及びオブザーバー名簿)
- 2 各委員等の意見反映状況
- 3 NPO等のヒアリング結果
- 4 NPO等へのアンケート調査結果
- 5 本県のNPO等への支援制度の概要
- 6 森林環境税等を活用した市民事業等支援制度一覧